

判決年月日	平成23年4月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成22年（行ケ）10326号		
○本願商標「Gold Loan」と引用商標「CitiGold Loan」とは、外観、称呼において類似せず、取引の実情を考慮にいれても、役務の出所に誤認を生じさせるおそれがあるとはいえないとして、本願商標と引用商標は類似するとした審決を取り消した事例。			

（関連条文）商標法4条1項11号

原告は、「Gold Loan」の欧文字を横書きしてなり、「資金の貸付け」を指定役務とする商標（本願商標）について、商標登録出願をしたが、拒絶査定を受けたので、同査定に対する不服の審判を請求した。特許庁は、本願商標は、「CitiGold Loan」の欧文字を横書きしてなり、「資金の貸付け」を指定役務とし、現に有効に存続している商標（引用商標）と類似し、商標法4条1項11号に該当するとして、上記不服審判の不成立の審決をした。本件は、原告が、同審決の取消しを求めた事案である。

本判決は、「本願商標と引用商標とは、その外観、称呼において相違する。また、観念においては、特定の観念が生じないので、対比することはできないが、他方、シティバンク銀行株式会社等が属するシティグループが提供する貸し付け役務と理解される場合には、観念において相違する。そして、原告は、金利逓減型カードローンにおいて、『Gold Loan』をカードに表記して使用するほか、『ゴールドローン』、『三井住友カード ゴールドローン』等の表記をウェブサイトにおいて使用しているのに対して、シティバンク銀行株式会社は、『CitiGold』、『Citigold』及び『シティゴールド』の表記を、貸付けを行なうサービスに用いていたこと、本願商標及び引用商標の指定役務は、いずれも『資金の貸付け』であるところ、一般に、その需要者、取引者である資金の借主にとっては、資金の貸主が誰であるかは、最も重要な要素の一つであるから、契約を締結するに当たり、相応の注意を払った上で、貸主が誰であるかを確認するものと推認されることなど、指定役務の内容を含めた取引の実情等をも総合考慮するならば、取引者、需要者において、両商標における役務の出所について混同を来すおそれは認められないと解すべきであって、両商標は類似しない。」と判示し、本願商標と引用商標は類似するとした審決を取り消した。